

会 議 録

会議の名称	第 54 回「枚方市障害者施策推進協議会」
開催日時	平成 23 年 10 月 27 日（木） 午前 10 時 00 分から 午前 12 時 00 分まで
開催場所	枚方市市民会館 第 1 ・ 2 集会室
出席者	石川肇会長、河野和永副会長、松田伸一副会長、岸本和子委員、関容子委員、徳村初美委員、長尾祥司委員、林宏樹委員、松浦武夫委員、松原俊江委員、邑田知子委員、山本周子委員
欠席者	石川泰代委員、大西豊委員、辻尾壽市委員、村山育代委員
案 件 名	1. 枚方市障害者計画（第 3 次）・枚方市障害福祉計画（第 3 期）の素案について 2. その他
提出された資料等の名称	第 54 回枚方市障害者施策推進協議会次第 資料 1 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）素案
決 定 事 項	本協議会での意見に基づき、事務局が枚方市障害者計画（第 3 次）及び障害福祉計画（第 3 期）素案の修正及びの検討を行う。
会議の公開、非公開の別、及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	3 人
所管部署 （事務局）	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

会長 第54回「枚方市障害者施策推進協議会」を開催します。案件の議論に先立ち、事務局より報告等いただきますようお願いします。

事務局 それでは、委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。本協議会は実施要綱第6条の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められていますが、本協議会委員16名中、本日出席の委員は11名で、都合により石川泰代委員、村山委員、辻尾委員、大西委員の4名が欠席です。また、山本委員が遅れて出席される予定です。従いまして本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

また、本日の協議会は12時を目途に終了予定とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いします。

それでは、事務局を代表しまして福祉部次長からご挨拶させていただきます。

事務局 次長あいさつ

事務局 始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上にありますのが、本日の「第54回枚方市障害者施策推進協議会次第」です。次に、資料1としまして「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）素案」です。資料の過不足等ございましたら、事務局までお申し出をお願いします。

それでは、「次第」に従いまして、本日の案件のご説明をします。案件1は「枚方市障害者計画（第3次）・枚方市障害福祉計画（第3期）の素案」についてです。案件2として「その他」です。以上です。

会長 ありがとうございます。本日は傍聴希望者が3名おられます。傍聴について皆さんに諮りたいと思います。いかがでしょうか、問題はございませんか。
(委員異議なし)

会長 傍聴者の方、どうぞお入りください。

(傍聴者3名入室)

会長 本日は徳村委員、河野委員が早めに退席されるとのことです。

それでは案件1につきまして、事務局よりご説明いただきます。よろしくお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料1「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）素案」をご覧ください。

1枚おめくりいただきますと目次となっております。本計画につきましては、6章立てとし、各章の下に節を設けております。第1章は「計画の策定にあたって」。以下、第2章「枚方市の現状」、第3章「基本理念と基本目標」、第4章「施策の基本的な方向と取り組み」、第5章「障害福祉計画（第3期）」、第6章「計画の推進体制及び進行管理」及び「資料編」、「用語解説」としてあります。

本日、お示ししてありますのは第1章から第4章までであり、第5章「障害福祉計画」以降につきましては、現時点では未作成となっておりますのでご了承ください。

なお、障害福祉計画につきましては、先ほど次長の方からの挨拶でもありましたように、大きな策定指針については国から示されていますが、来週の31日月曜日に国、厚生労働省が都道府県、政令指定都市を対象に説明会を開催され、障害福祉計画についても案件として説明されることとなっており、大阪府による府下各市町村対象の説明会は11月4日の金曜日に開催される予定となっております。府に確認いたしましたところ、障害福祉計画での各サービスの目標見込み量を積算するにあたって、前々回の障害福祉計画（第1期）、前回の障害福祉計画（第2期）では、国、府が作成されたワークシートにサービス提供実績値を入力すると、目標見込み量が算出される仕組みとなっていました。今回は、ワークシートを用いることなく目標見込み量を算出することになるとの考えが現時点で示されています。今までは全国、府下各市町村が一定、同じ物差しでもって、目標見込み量を算出しておりましたが、ワークシートを用いることなく、各市町村で目標見込み量を算出することとなると、市町村ごとにバラつきが予想され、この度の説明会では、目標見込み量算出方法について、細かな、より具体の策定指針が示されることと思います。それにつきましては次の会議でお示ししたいと思います。

それでは、素案についてご説明いたします。第1章「計画の策定にあたって」第1節「計画策定の背景及び趣旨」についてです。2ページをご覧ください。

昭和56年の国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて、本市では市町村に障害者計画策定が義務付けられる以前の平成4年度から障害者に関する行政計画を策定し、障害者の自立と社会参加の促進に努めてきたところです。また、今期の現行計画の計画期間である平成15年度以降、我が国の障害者福祉施策は大きな変革期を迎えることとなりました。

従来の措置制度から利用契約制度へ変更され、支援費制度が導入されました。その後、平成18年度には障害者自立支援法の施行がなされ、それまでの応能負担から定率負担の考え方が導入され、全国各地で違憲訴訟が提起された結果、障害者自立支援法も平成25年8月までに廃止することが閣議決定され、(仮称)「障がい者総合福祉法」が施行される予定となっています。

平成22年には、いわゆる「つなぎ法」「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が施行実施されました。この「つなぎ法」成立により発達障害の人も障害福祉サービスの給付対象とされたところです。

また、「つなぎ法」施行により児童福祉法も改正され、現行の入所系・通所系サービスを再編し、通所系サービスにつきましては実施主体が市町村に移管されることとなりました。

平成23年には、障害者虐待防止法が制定され、障害者の権利擁護のための体制整備を各自治体が平成24年10月までの間に図っていくこととなります。

障害者基本法についても改正され、障害者の定義に「発達障害」が明記され、心身機能、身体構造面のみに着目するのではなく、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされた

ところでは、

また、従来、第3条で基本的理念とあった条項が「地域社会における共生等」、「差別の禁止」といった条項となり、地域社会での共生や社会的障壁の除去のために合理的配慮がなされなければならないと規定されたところです。

また、国際的には平成18年の国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されたことを受け、条約批准に向けて国内関連法の整備が検討されています。次期の障害者計画については、こうした国内外の動向を見据えながら本計画の基本理念に沿って策定していくものです。

4ページをご覧ください。第2節「計画の位置づけと計画期間」について、ご説明いたします。枚方市障害者計画につきましては、障害者基本法を根拠法令として、障害福祉サービスやまちづくりなど障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策を体系的に示すものです。

また、枚方市障害福祉計画につきましては障害者自立支援法を根拠法令として、障害者自立支援法の規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向を示すこととしています。また、枚方市総合計画等の本市の関連計画との整合も図って策定をいたします。

計画期間についてですが、枚方市障害者計画については平成24年度からの10年間を計画期間とし、概ね中間年に見直すこととし、障害福祉計画は政令で1期3年と定められており、平成24年度から26年度の3か年を計画期間といたします。

6ページをご覧ください。第3節「策定体制」についてですが、策定に至った過程等について記載することとしています。

障害者基本法第11条第6項で、市町村は市町村障害者計画を策定するに当たり、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を聞かなければならないとされており、昨年度から継続してアンケート調査の内容をはじめとして、本協議会でも議論していただいています。そして本日の協議会で素案について議論していただいているところです。

また、障害福祉計画につきましては、厚生労働省から自立支援協議会の意見についても聴取に努めることとされていることから、今後、策定体制に自立支援協議会を加えることといたします。

続きまして「アンケートの実施」では、障害者の生活実態とニーズ、事業所の実態とニーズを踏まえた計画とするため、今年1月に障害者手帳所持者及び障害者手帳を所持している保護者約1,700人を対象にアンケート調査を行いました。その後、2月には障害福祉サービス事業者に対するアンケートについても実施しています。

「市民や障害者関連団体に対する懇談会の実施」につきましては、障害種別ごとのニーズにつきまして別途把握するために、今年6月に障害当事者団体などにアンケート調査を実施し、7月には障害当事者団体等との懇談会を昼と夜に分けて2回実施したところです。

「パブリックコメント、市民意見交換会の実施」ですが、これにつきましては

は、今後実施をするものであり、12月下旬から1年半ばにかけて予定をしており、後ほどご説明いたします。

続きまして、第2章「枚方市の現状」第1節「障害者・児の現状」についてです。8ページをご覧ください。本市の障害者手帳所持者の状況について、人口に対する割合についても記載をしていますのでご参照ください。

9ページでは、身体障害者手帳所持者の障害別、等級別内訳でございます。おめくりいただきまして10ページでは、療育手帳所持者の程度別内訳。精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳。また、障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者は4,883人となっています。

また、障害程度区分認定者数の合計と程度区分ごとの内訳について掲載しています。11ページでは、今後の手帳所持者数の見込みについて記載することとしていますが、本日現在で推計中であり、次回の施策推進協議会ではお示しをさせていただきます。

続きまして、第3章「計画の基本理念と基本目標」についてです。

14ページをご覧ください。第1節「基本理念」となっています。

本市では、障害のあるなしに関わらず、個人としての基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し、地域社会の中で生活できる社会をめざしています。

本計画は基本理念として、これまでの「枚方市障害者計画」の基本理念を継承し、「障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします」、「障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします」の2つをかがげます。この理念は、昭和50年に国連総会で決議されました「障害者の権利宣言」に基づいているものであり、本協議会でもご説明をさせていただいたところです。

また、前回の協議会でご意見をいただきました、地域移行に関する考え方についてですが、この基本理念に沿って障害者の病院、施設からの地域移行につきましては、国、府も重点施策と位置付けているところです。本計画の基本理念について具体的に実践、実行していくために、障害者の地域移行を促進するための施策のみならず、住み慣れた地域で住み続けるための支援方法、施策につきましては、第4章の中のそれぞれの施策に記載していくこととしています。

16ページをご覧ください。第2節「基本目標」となっています。

前回の協議会でご説明いたしましたが、障害者アンケート調査及び障害福祉サービス事業者から見た課題をひとつのパートとして、以下同様に国の法改正内容。障害者関係団体アンケート・懇談会からの意見及び課題、及び関係課長会議による現行障害者計画の総括見込みの4つのパートごとに、それぞれ課題を抽出いたしました。

これら4つのパートごとに抽出された課題、意見について6つの総合課題としてまとめ、この6つの総合課題に対応する形で、次期計画の6つの基本目標として提示しています。さらにそれぞれの基本目標につきまして、取り組むべき内容を示しております。

1. 市民啓発及び地域との交流の推進

誰もが支えあい、共に生きる地域をめざし、障害者についての市民啓発を進めます。また、市民が主体となった地域福祉活動を促進するとともに、障害者や地域の住民が気軽に憩える身近な交流の機会、場所をつくります。

2. 障害者が安心できるまちづくり

障害の有無に関わりなく安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設にバリアのないまちづくりを進めます。

また、災害時に自力では避難できない人を普段から見守るとともに、安全なまちづくりを進めます。

3. 障害児施策の充実

障害のある子どもが健やかに成長できるよう、共に理解し合い、共に学び、共に育つまちをつくります。また、子どもの成長に合わせて、療育、保育、教育、福祉などの連携を図り、支援の充実に努めます。

4. 生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供

障害者の特性や状況に配慮し、ライフステージに応じて、柔軟かつ専門性の高いサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、サービス事業所と市の連携強化を図ります。

5. 社会参加の促進と就労支援の充実

障害者が一般就労できる機会を、行政と障害福祉サービス事業所と企業が共に考え、実現をめざします。また、障害の特性に合わせながら仕事を継続していけるよう、障害のある人自身のサポート支援や職場づくりをめざします。

6. 身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供

どのようなサービスや支援があるのかを知ることができるよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、身近で相談しやすい相談窓口の充実を図るとともに、相談が的確かつ迅速に支援に結びつくよう、相談支援のネットワークをさらに充実します、としています。

17 ページをご覧ください。第3節「施策体系」としており、先ほどの基本目標と目標ごとの取り組むべき内容と施策を記載しています。

これにつきましては、第4章でご説明させていただきます。第4章においては、現状と課題。施策の基本的な方向。施策について記載しているものでございます。以上で私の説明は終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。ただ今のご説明について、何かご質問ございませんか。

16 ページの基本目標のところ、3の「障害児施策の充実」で、前回は“能力に応じて”という文言があったのですが修正いただいています。4の「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」も、前回の文言が少しわかりにくいというご意見がありましたので、事務局で整理いただくということになっておりましたが、今回、両方とも文言を修正してお示しいただいたということですね。

事務局 はい。前回のご意見を踏まえ、3では“能力に応じて”は削除し“共に”の

文言を入れ、4では“継続的な横断的なサービスの提供”につきましては、“ライフステージに応じて”、“生涯を通じて”という文言を入れ文章全体を修正いたしました。

会長 ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。何かございましたら後でも結構ですので、ご意見いただければと思います。

では、第4章に進みます。第4章は全部で6節ありますが、各節ごとに議論をいたしたく存じますので、各節ごとに説明いただきたいと思います。それでは事務局からお願いします。

事務局 それでは、第4章「施策の基本的な方向と取り組み」第1節「市民啓発及び地域との交流の推進」についてご説明させていただきます。

第4章の各節は、先ほど第3章のところでご説明させていただきました6つの基本目標に対応しています。さらに、各節において、第3章第3節「施策体系」でみました「基本方向」の項目ごとに「現状と課題」、「施策の基本的な方向」、そして「施策」として小項目ごとに「施策名」、「取り組み」、「所管課」を記載しています。

20ページをご覧ください。

第1節の基本方向1「多様な啓発の推進」についてですが、まず「現状と課題」としまして、学校教育の場での障害者理解教育の継続的な実施や地域での理解を深める啓発事業などの必要性について書かせていただいています。

これを受けまして、21ページ「施策の基本的な方向」として、「市民一人ひとりが、障害者や障害について正しい理解や認識を持てるよう、関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等への広報・啓発を展開します。」としています。

「施策」としましては、「(1) 人権尊重の推進」として「人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み」、「職員研修の実施」、「(2) 教育・啓発・広報活動の推進」として「障害者への理解を深める教育」、「広報における情報提供」、「イベントの開催」をあげています。

次に、23ページ、基本方向2「ボランティア及び交流活動」については、「現状と課題」としまして、地域福祉活動の支援や普及、また身近な居場所づくりを課題として書かせていただいています。

25ページ「施策の基本的な方向」としては、「地域福祉活動やボランティア活動の充実と活性化を支援し、障害のある人が安心して暮らせる、身近な支援がある環境づくりをめざします。また、地域における交流の機会と、身近な交流拠点の充実を図り、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。」としています。

「施策」としましては、26ページ、「(1) 地域福祉活動の推進」として「地域福祉活動の普及」、「地域福祉計画の推進」、「(2) ボランティア活動の拡充」としては「ボランティア活動支援体制の整備」、「ボランティア体験の推進」、「(3) 地域交流の推進」としまして「交流機会の充実」、「(4) 気軽に立ち寄れる居場所づくり」として「身近な居場所づくり」をあげています。

以上で第1節のご説明を終わらせていただきます。

会長	ありがとうございました。第1節「市民啓発及び地域との交流の推進」の説明で、皆さん、ご質問はございませんか。
A委員	20ページ「現状と課題」の7行目の文章の表現で気になるところがあります。“障害者と共に生きる社会を実現する”の文章の“障害者と共に”の文言は“障害のある人もない人も”という表現の方がよいのではないかと思います。また、“今後も市民と共に考える各種のイベント等の機会”という文言は“障害者は市民でない”という印象を受けますので、“今後も共に集える各種の機会”という表現の方がよいのではないかと感じました。 それに、26ページ(3)の「地域交流の推進」のところで“障害のある人と障害のない人の交流”とありますが、障害のある人を特別に取り出しているような気がします。ちょっとした文言の表現の問題ですが、修正いただければと思います。
会長	内容より表現での問題ですね。
A委員	そうですね。20ページの「現状と課題」のところは気になります。障害者は市民でないような印象を受けましたので。
会長	皆さんご意見ございますか。
B委員	私も障害者の一員ですので、A委員のご意見はもっとも合っていると思います。そして、「福祉のまちづくり」でのところですが、点字ブロックとかバリアフリーのことについてですが・・・
会長	点字ブロック、バリアフリーについては後で出てきますので、その時にまたご意見をいただきたいと思います。今のA委員のご指摘された内容についてはいかがでしょうか。 C委員、いかがでしょうか。
C委員	A委員のご指摘で気が付きましたが、私もA委員のおっしゃる通りの印象を受ける文章だと思います。
会長	事務局の方で、今のご意見を踏まえて少し文言の修正の検討をお願いします。
事務局	はい。
D委員	“能力に応じて”を“共に生きる”という文言に修正したことと同様ですが、20ページの義務教育のところでも少し説明を付け加えて、“共に学ぼう”という義務教育の方向性を明確に示していただければと思います。いかがでしょうか。
会長	「障害者計画」の中に教育的内容まで踏み込むことが妥当かどうかの問題もあると思いますが、趣旨は理解できます。
D委員	市の全体的な方向として、こういう考え方を持っているということを押さえておくことが必要かなと思います。
会長	小さい頃から共生社会を目指していく方向性がきちっと示されないといけないう内容を付け加えることで、通じると思います。事務局にて修正の検討をお願いします。他にご意見はございますか。

E委員	24 ページのアンケート結果で、余暇活動で「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が必要だという意見が一番多く出ています。今、この居場所が枚方市では何か所あるのか、また今後、居場所を増やす計画はあるのかどうか教えていただきたいと思います。
会長	26 ページ（4）の「取り組み」の内容だと思いますが、現状と見通しがあれば事務局で教えていただきたいと思います。
事務局	「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」については、現在、「地域活動支援センター」を設けています。それぞれ「Ⅰ型」、「Ⅱ型」、「Ⅲ型」を揃えています。「Ⅰ型」6か所、「Ⅱ型」1か所、「Ⅲ型」3か所あります。これらの数値については、障害福祉計画で目標として掲げることになっています。
E委員	Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型はどんな分類方法で分けられているのですか。
事務局	機能などで分けられています。Ⅰ型は総合的施設でⅡ型、Ⅲ型を含めた機能を揃えています。Ⅱ型は入浴等のサービスを実施しており、Ⅲ型は日中集える講習会などが開催できるサロン型となっています。
会長	他にご意見ございますか。
F委員	14 ページの基本理念のところの表現は、ノーマライゼーションの精神に則った、枚方市の目標を強く文頭に入れてはどうでしょうか。枚方市の中で障害者と障害のない人が、差別なく楽しく暮らせるまちづくりを一番の理想にしたいと思います。だらだらとした内容で分かりにくい文章になっていますので、簡潔に表現したらいいと思います。
会長	基本理念の中に、もう少し強く意見を入れてほしいということですか。
F委員	文頭にはっきりと、強く、シンプルに目標を示さないと分からないとの苦情がでてくるのではないかと思います。
会長	他の委員の皆さんのご意見はございますか。14 ページの2つの基本理念の基に各内容が展開されていますが、この文章の表現では不十分で分かりにくいということですか。
G委員	F委員と同じ意見です。文章がたくさん書かれていて分かりにくいと思います。視覚障害者にとっては、もう少しシンプルにさせていただいた方が分かりやすいと思います。
会長	事務局としてはいかがでしょうか。
事務局	基本理念の部分のお話であり、第4章ということではなく第3章でのご意見かなと思っております。3章でもう少し簡便に、より強く打ち出す方がよいというご意見という理解でいいでしょうか。
会長	私もそのように理解しています。第3章14・15ページのところですね。
事務局	今いただいたご意見を踏まえて、事務局で再検討します。
会長	よろしく申し上げます。事務局で検討するという事です。他にご意見がな

ければ次の第2節に行きたいと思います。

事務局

それでは、次に、第2節「障害者が安心できるまちづくり」についてご説明させていただきます。27ページをご覧ください。

基本方向1「福祉のまちづくり」につきましては、「現状と課題」として市民が日常的に利用する施設や交通環境におけるバリアフリー化の課題について書かせていただいています。

28ページ「施策の基本的な方向」としまして、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「枚方市交通バリアフリー基本構想等」を基に、引き続き障害者が住みよいまちづくりを進めます。障害者にとって利用、移動しやすい設計であれば、だれにとっても快適であるというユニバーサルデザインの考えにもとづいて、関係機関や団体、事業者、地域と連携を図りながら、公共施設、歩行空間、交通・道路などの環境づくりを進めます。」としています。

29ページ、「施策」につきましては、「(1) 公共施設の整備」として「公共施設の整備・改善」、「公園の整備・改善」、「(2) 公共交通の環境整備」として「駅及び周辺のバリアフリー化」、「(3) 道路の安全性・快適性の確保」として「道路の整備・改善」、「歩道の環境改善」、「交通安全施設の設置」をあげています。

次に、30ページの基本方向2「住環境」でございます。「現状と課題」としてはグループホーム・ケアホームの増設の必要性、障害の状況に応じた住宅の確保と整備等の課題について書かせていただいています。

「施策の基本的な方向」としまして「障害者の地域移行の受け皿としてのグループホーム・ケアホームの整備を促進するとともに、障害者のニーズに対応した住宅の確保と整備に努め、住環境の改善を図ります」としています。

「施策」については、「(1) 住まいの確保と改善」として「グループホームとケアホームの拡充」、「公共賃貸住宅の整備・改善」、「住宅改造助成」、「住まいにながおする相談と情報提供」をあげています。

次に、32ページ、基本方向3「災害時要援護者対策」についてです。「現状と課題」としまして、「災害時要援護者避難支援事業」における登録者数の問題、地域で日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化する必要性等について書かせていただいています。

「施策の基本的な方向」としまして、「日頃から障害者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、災害時要援護者の把握を進めます。また、災害時要援護者の避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図ります」としています。

33ページ、「施策」につきましては、「(1) 常時の見守り及び情報把握」として「災害時要援護者の把握」、「防災意識の高揚と地域での支援体制づくり」、「緊急通報装置の設置」、「火災予防点検の推進」、「(2) 災害時を想定した避難方法等の確立」として「災害時要援護者支援プランの策定」、「福祉避難所の確保」をあげています。以上で、第2節のご説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。ただ今のご説明についてご意見、ご質問はござい

ませんか。

私から1つご質問があります。前回は「情報環境の充実」が小項目としてありました。今回は抜けているように思いますが、どのような理由で抜けているのでしょうか。

事務局 これにつきましては「コミュニケーション支援」の項目で第4節に入れていきます。

会長 はい、分かりました。ありがとうございます。もう1点ですが、29 ページ施策の(2)「公共交通の環境整備」のところで駅のバリアフリー化の中に、最近問題になっている転落防止策についても考えておられるのでしょうか。転落防止策が市町村事業か都道府県事業なのかわかりませんが、教えていただければと思います。

事務局 転落防止策が「駅のバリアフリー化」の中に含まれているのかどうか不明です。担当課に確認します。

会長 よろしくをお願いします。ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

A委員 30 ページの住環境の「現状と課題」のところで、“施設入所者や退院可能な精神障害者などが、地域生活へ移行するための受け皿として、グループホーム・ケアホームの整備を進めています”と書いてあります。また「施策の基本的な方向」でも“地域移行の受け皿としてのグループホーム・ケアホームの整備を促進する”とも書いてあります。これでは地域移行の人だけがグループホーム・ケアホームの対象のように読めますが、在宅の方も対象であり現状と少し違うのではないかと思います。

それと、入所の待機者が増えているという状況があったと思いますが、どんな施策を考えておられるのか教えていただきたいと思います。重度の知的障害の方では今のグループホームやケアホームでは対応できない方もおられるのではないかと思います。

それともう一点、32 ページの災害時要援護者対策について、要援護者の登録についてです。要援護者の登録を募っているという情報を聞いたことがありません。おそらく登録数が少ないのはそんなところもあるのかなと思います。

会長 1 点目は 30 ページの表現の問題のご指摘であったと思います。地域移行の受け皿としてグループホーム・ケアホームがあると書かれています。後段に“ともに”という文言があり、地域移行の人も在宅の人も両方ともが含まれると読めないこともありませんが、事務局としてはいかがですか。グループホーム・ケアホームの役割の一つとして、地域移行の受け皿としての役割があるというご指摘だったと思います。そういう表現に修正していただければいいのかなと思います。

2 点目のグループホームの支援内容については、市というより国の施策に関わるころと思います。国の施策に上乘せする形で市が対応できるかどうか考えることが必要ではないかと思いますが、市としていかがでしょうか。重度の知的障害の方では今のグループホーム・ケアホームでは生活できる環境にないというご指摘であったと思います。市として上乘せした人員配置等ができるかと

ということだと思います。個人的には第2点目は難しい課題だと思っています。

3点目の要援護者の登録については、市として今後どのように対応されるのかお考えをいただければと思います。

事務局 まず、今後のグループホームについてのご意見であったと思います。地域に住むための選択肢として、グループホームの整備を検討していきたいと思っております。地域より国の施策に関わるところが大きいと思いますが、介助が必要な方に対しても、どのような支援策を講じればいいのか、どんな対応ができるか現在研究中です。また今後、グループホームだけではなく地域で住むための多様性を研究・検討していきたいと考えています。

会長 3点目の要援護者の登録についてはいかがですか。

事務局 要援護者の登録数は少ないですが、要援護者と支援者との人間関係作りから始める必要があるのではないかと市では考えています。人間関係作りの母体となりますのは地域の交流がベースになりますので、協議会とか地域の自主防災組織などに取り組んでいただけるようにしていきたいと思っております。

会長 F委員、どうぞ。

F委員 グループホーム・ケアホームについて説明いただきましたが気になる場所があります。手話を必要とする高齢者が増えています。今、これらの人を受け入れる施設はありません。これらの方たちへの対応は含まれていますか。

会長 糖尿病などで途中視覚障害の方が増えていると聞いています。そういう方たちが、グループホーム・ケアホームを使えるかどうかということですね。

事務局 A委員からのご指摘もありましたが、手話のできる職員など、グループホーム・ケアホームの機能の不足分について、どのような施策支援が必要か、どのような施策支援を行うべきか、今後とも研究していきたいと考えています。

会長 確かにそうだと思います。制度や人的制約はありますが、必要なことは必要だと思いますので検討していただければありがたいと思います。

G委員 要援護者の登録者が少ないとのことですが、その理由は地域支援者を見つけて人間関係を築いて対応しなければいけないところにあるのではないかと思います。遠慮もあってなかなか難しいと思います。市としてどう考えておられるか聞かせていただきたいと思います。また、支援者がいなくても登録ができるシステムにしたいだけではないでしょうか。支援者がいないと登録できないのでは登録者は増えないと思います。

会長 登録者を増やす方法など市の考え方を説明いただけますか。

事務局 今おっしゃっていただいた通りです。今のお話が課題であると認識しています。人間関係作りがどうなっていくのが問題だと思います。

事務局 今回、支援者が無くても申し込みができるようになりました。今まで支援者が2人必要でしたが、現在は支援者が無い状態でも申し込みができます。申し込みは社協へお願いします。その点ご理解お願いいたします。

会長 支援者が無くても申し込みができるようになったことなどを周知させる広報

の検討をお願いしたいと思います。

G委員 私たちは情報が取りにくいので、広報をお願いします。

会長 社協と市の連携も含めてよろしくお願いします。

H委員 グループホーム・ケアホームが出てきましたが、親が亡くなった場合、重度身体障害者、重度心身障害者の受け入れ先がありません。国全体としても少ないという事実があります。システムそのものがどうあるべきか、どういう体制が望まれるのか。職員の数が必要だということもわかりますが、グループホーム・ケアホームの受け入れがないと受け入れ先は施設しかないことになります。この辺は計画に入っているのかどうか教えていただければと思います。

災害に関しては、先日、東北の支援をされている方をお呼びして会議をやったのですが、行政と協働して行う、安否確認と避難についてのシステム構築については、事業所に通っておられない方もおられ、限界もございしますが取り組みを考えていきます。枚方市へ要望を出したいと思っていますので行政も協力をお願いします。

会長 この意見は特に、市に直接どうこうというものではありませんが、現状は使いにくいシステムになっていると思います。国の問題もありますが、大きな制度改革の中でやっていただく必要があり、地域から声を上げていかないといけないと思われま。市にて今後ともよろしく対応をお願いします。それでは第2節を終了してもよろしいでしょうか。それでは、第3節をお願いします。

事務局 それでは次に、第3節「障害児施策の充実」についてご説明いたします。

34 ページ、基本方向1「療育・保育の充実」につきましては、「現状と課題」としまして、障害児の地域療育や障害児保育などの現状について、また児童福祉法の改正により24年度から障害児の通所支援が市町村事業となり、今後障害児に対する保育・療育の充実が求められることについて書かせていただいています。

「施策の基本的な方向」として、「乳幼児健康診査を通じて障害の早期発見・早期対応に努めます。また、療育事業の充実に努めるとともに、関係機関の連携によって支援体制の充実に図り、発達障害のある子どもへの支援体制を強化します。障害のある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもとともに成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行うよう努めます。」としています。

「施策」につきましては、「(1) 障害の早期発見・早期対応」として「乳幼児健康診査の推進」、「早期対応の充実」、「(2) 療育の推進」として「療育の充実」、「地域療育の推進と地域との連携」、「関係機関の連携」、「(3) 障害児保育及び就学前教育の推進」として「保育と就学前教育の充実」をあげています。

次に、37 ページの基本方向2「学校教育と進路指導」についてです。「現状と課題」としまして、地域とともに学ぶ学校教育の推進について、また学校教育の充実や通学支援の課題等について書かせていただいています。

39 ページ、「施策の基本的な方向」としまして、「すべての障害児を対象に、障害の種別や個人の状況に応じた適切な教育及び卒業後の進路指導を行うとと

もに、地域でともに学ぶ学校教育を推進します。」としています。

「施策」につきましては、「(1) 障害のある児童への教育の充実」としまして「障害のある児童への教育の充実」、「通学支援の充実」、「(2) 教育相談、進路指導の充実」として「相談の実施と保護者との連携」、「進路指導の充実」をあげております。

次に、40 ページの基本方向3「休日、放課後、長期休暇中の支援」についてです。「現状と課題」としましては、児童デイサービス及び日中一時支援事業におけるサービス量確保の課題、また留守家庭児童会室事業において拠点方式で5年生以上の障害児の受け入れを行っていることなどについて書かせていただいています。

「施策の基本的な方向」としましては、「放課後等デイサービス及び日中一時支援事業の確保等によって、休日、放課後や長期休暇における障害児の受け入れ体制の拡充を図ります。また、留守家庭児童会室において、5・6年生の障害児の受け入れを継続します。」としています。

「施策」としましては、「(1) 休日、放課後、長期休暇中の支援」として「放課後等デイサービスの拡大」、「日中一時支援事業の拡大」、「留守家庭児童会室事業の充実」をあげています。

以上で、第3節のご説明を終わらせていただきます。

会長 第3節「障害児施策の充実」について、ご質問、ご意見はございませんか。

細かいことですが、35 ページで「母子保健」が抜けていると思いたすのですがどうでしょうか。

事務局 母子保健は障害のない子どもも含めており、範囲が広くなりすぎますので、ここでは省いています。

会長 内容をより具体的にしたということですね。分かりました。

今の乳幼児健康診査の体制では、早期発見で発達障害が抜け落ち、学校に入って初めて気が付くことがよくあります。発達障害の子どもが抜け落ちない体制を考えていただきたいと思いたす。よろしくお願いたす。ご意見ございたすか。

H委員 41 ページの新しく始まる「放課後等デイサービスの拡充」について説明をお願いたす。

早期発見・早期対応の部分で様々な考え方もあると思いたすが、スクリーニングのところで抽出した人たちを、共に生きる社会でどう展開していくか、方向性が別枠体制にならないような対応をお願いたす。早期発見・早期療育について間違って使われてしまいたすと、また大きな課題になってきますのでよろしくお願いたす。

会長 それでは、24年度スタートの新たなデイサービスについて説明お願いたす。

事務局 「放課後等デイサービス」について、国から詳しい具体的な説明はまだ示されていませんが、イメージとしては、放課後の見守りを中心とした支援です。

夏休みや冬休みなどの期間では、デイサービスを行っている場に通っていただいて、見守りや行事参加などを中心とした支援を受けることになります。

会長 よろしいでしょうか。では、F委員お願いします。

F委員 39 ページ（1）の「通学支援の充実」について“市独自の新たな通学支援事業を実施します”とあります。聴覚障害の子供達は枚方市には支援施設がありませんので大阪市など遠方の聾学校などへお母さんと通学をしています。この場合は該当しますか。

会長 今のご質問についていかがでしょうか。

事務局 児童の通学支援では、障害があるゆえに通学が困難なのかどうかという点が判断の基準になります。

F委員 子どもが一人で通えないので、お母さんが一緒に付き添っていきます。しかし、お母さんは仕事を持っていますので、誰かが代わりに支援することになります。誰が支援するのかについてお聞きしたいのですが。

事務局 それは制度の内容の問題になってきますので、それについては現在検討中です。

会長 ニーズに応じた支援体制を作って行こうという方向性ですか。

事務局 その通りです。利用対象の皆様が利用しやすい体制・制度を作っていきます。

会長 F委員、よいでしょうか。では、D委員、どうぞ。

D委員 留守家庭の施策については、障害の有無に関わらず全児童が対象となっておりますが、現在は障害者が先行した拠点型となっております。現在、市内4か所にあります。今後、全児童対象の校区型となって行くのか、あるいは、今まで通りの拠点型のままなののでしょうか。方向性など分かりましたら説明をお願いします。

会長 いかがでしょうか。現在の留守家庭の施策は、限られた地域での拠点型で行われているということですが。

事務局 福祉部としては、現時点では全児童が対象となる方向性にあるとは聞いておりません。留守家庭については、教育委員会の対応と考えています。D委員のご意見は教育委員会にもお伝えしておきたいと思えます。

A委員 通学支援についてはニーズに応じて対応していくなど、すごく進んでいるように思われますが、障害福祉室だけでなく、教育権の保障としてもっと教育委員会が関わるべきと思えます。

事務局 ごもっともだと思います。これから教育委員会と共に考えていきたいと思えます。

会長 市長の方針にも通学支援が出ていましたので、これは市を挙げての取り組みと思えますのでよろしくをお願いします。他にご意見ございませんか。

C委員 34 ページの「現状と課題」の、障害児保育についてですが、公立の幼稚園、公私立の保育園の支援はあるようですが、私立幼稚園については記載がないの

ですがどうなっていますか。市の方針をお聞かせください。

事務局 これも教育委員会の対応領域ですが、教育委員会からお聞きしている限りでは、ニーズのある私立幼稚園では対応をされている所もあると聞いています。

会長 では次の第4節に進みます。事務局お願いします。

事務局 それでは、42 ページ、「第4節 障害を通じて安心できるサービスの確保と提供」について説明します。

まず、1番の「地域生活への支援サービス」の現状と課題ですが、本市及びその周辺地域においては、概ねすべての障害福祉サービスが提供されており、それぞれの利用者満足度について、後段のグラフにアンケート調査結果を示しています。成人では「補装具の給付」、「日常生活用具」の給付を除き約8割以上が、「満足」、「ほぼ満足」となっています。

児童では短期入所、日中一時支援事業で、比較的、「不満がある」とする回答が多くなっています。

手話通訳などの「コミュニケーション支援」では、概ね「満足」となっていますが、手話通訳者派遣の利用対象範囲の拡大や、手話通訳者の専門知識の習得などの要望も寄せられています。

またグラフにはありませんが、視覚障害者への支援として、広報や市議会だよりを点字版で発行するとともに、市のホームページに音声ガイドをつけているところですが、このような取り組みのさらなる広がりも求められているところです。

このような現状と課題を踏まえ、「施策の基本的な方向」として、「障害者が安心して地域で暮らすために必要なサービス基盤の確保を図るとともに、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。また、サービス内容や人材の質の向上を図ります。」としています。

各施策については、「(1) 障害福祉サービスの供給体制の確保と質の向上」「(2) コミュニケーション支援の充実」の各表に示したとおりです。

続きまして、47 ページの2番、「保健・医療」の現状と課題ですが、保健センターでは、健康に関する講座、健康診査、訪問指導。障害福祉室では、障害者（児）歯科診療。健康総務課では、「かかりつけ医マップ」の配布や、往診、訪問看護に向けた三師会への働きかけなど、それぞれに取り組んでいるところです。

このような現状と課題を踏まえ、「施策の基本的な方向」として、「障害者が安心して地域で暮らすために必要なサービス基盤の確保を図るとともに、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。またサービス内容や人材の質の向上を図ります。」としています。

各施策については、「(1) 保健事業の推進」として、「健康相談事業の推進」、「訪問指導事業の推進」、「健康教育事業の推進」。「(2) 医療機関との連携」として、「在宅医療体制の充実」、「障害者歯科診療」としています。

会長 第4節につきましてご質問、ご意見ございませんか。

E委員、48 ページの「在宅医療体制の充実」の方針について何かご意見ございますか。

E委員 そうですね。従来型の“待つ医療”から“訪問する医療”へ、これは国からの施策という問題でもありますし、枚方市医師会でも高齢者については高齢者サポートセンターとの連携も含めて展開していく状況にあります。保険制度の方も在宅支援診療所の資格をどのような形で認めていくのか、また、保険制度自体にいろいろ問題点もあり、在宅医療そのものをどのように支えていくのかなどいろいろ困難な問題は今後も引き続いてあると思います。いずれにしても、どうしても医院に来られない方を守っていくのは絶対に必要ですし、障害者、高齢者が今後増えていきますので、医師会全体でも在宅診療に関しては年々強く関与していく必要があると認識して目標を立てています。

会長 安心できるご意見をお聞きできて少しよかったなと思います。ありがとうございました。

D委員 医療なのか在宅なのか難しい点ですが、来年から、在宅サービスの中で地域の人々の支援をより踏み込んでやって行こうということで、痰の吸引や経管栄養のことが法改正に盛り込まれています。地域の中での連携を課題に入れてもいいのではないかと思います。

会長 44 ページの施策（1）の「訪問系サービス」のところですが、“さまざまな障害特性に応じて”の中に痰の吸引などを含めて考えればいいのではないかと思います。そこだけを強調していますと、他の障害特性もすべて入れ込む必要が出てきますのでどうかと思います。内容的にはそれも含めていると解釈して考えればいいと思いますがいかがでしょうか。

D委員 これは意見ということです。

会長 当然、“さまざまな障害特性”の中には今のご意見も含まれると思います。

A委員 42 ページの「現状と課題」の中程ですが、卒業後の進路選択では「日中活動の行き先がなかなか見つからない」という現状の中で、「一方で、一部の事業者では利用者の安定利用の確保が困難な状況も生じており」とあります。事業所の利用者ニーズの把握が必要だと思いますがいかがでしょうか。

会長 事務局はどのように考えておられますか。

事務局 全くその通りです。第5節では工賃の引き上げなどに触れていますが、事業所の中で提供されるサービスのメニューが、利用者のニーズに見合ったものなのかを考えていく必要があると考えています。

会長 これについて、市で行政指導とかアドバイスをされる立場にありますか。

事務局 現在は大阪府にありますが、将来的には市に移っていくと思います。このあたりも研究していく必要があると思います。

会長 せっかくこういう組織があり、提案もありますので、実現できるように考えていただきたいと思います。では、第5節に移ります。

事務局 それでは、49 ページ、第5節「社会参加のための支援と就労支援の更なる推

進」について説明します。

まず、1番の「一般就労への支援」の現状と課題ですが、国や府において、各種の計画が示され、施策が進められる中、本市においても国や府の動きと連動して、障害者の一般就労や工賃水準の引き上げに向けて取り組んでいるところです。

利用者アンケートでは、「一般就労」、「福祉的就労」、「働いていない」の別や、一般就労のなかでも雇用形態において、障害種別による傾向が見られたところです。

このような現状と課題を踏まえ、「施策の基本的な方向」として、「ハローワークひらかた、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業者等と連携して、「庁舎内実習」をはじめ、一般企業等における職場実習などの機会を拡大するとともに、「障害者合同就職面接会」を実施して、障害者の雇用機会の創出に取り組みます。また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援などの一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組むとともに、障害者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。」としています。

各施策については、「(1) 障害者の雇用機会の創出」として、「障害者合同就職面接会」、「一般企業等への啓発」、「職場体験機会の提供」、「チャレンジ雇用」、「市職員への雇用」。(2) 一般就労に向けた相談・支援体制の充実」として、「就労相談及び職場定着支援」、「地域就労支援センター」と各表に示したとおりです。

続きまして、53 ページの2番、「就労に向けた訓練と福祉的就労の環境整備」の現状と課題ですが、就労継続や就労移行の障害福祉サービス事業所では、それぞれに授産活動と、工賃水準の引き上げに向けて取り組んでいるところです。

利用者アンケートでは、職場で不満なこととして、「工賃、給料が安い」が最も多く、工賃水準の引き上げと、これらのサービスを提供する社会資源の充実が課題となっています。

このような現状と課題を踏まえ、「施策の基本的な方向」として、「就労移行支援や就労継続支援などの日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習などを実施し、利用者ニーズに応じた就労支援を推進します。

また、市の施設を活用して、授産品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大をとおした工賃水準の引き上げのための支援に取り組みます。」としています。

各施策については、「(1) 就労支援の場の確保」として、日中活動系サービス。(2) 工賃水準の引き上げ」として、「障害者の工賃改善」としています。

続きまして、55 ページ、3番「多様な学習や余暇活動への支援」の現状と課題ですが、利用者アンケートでは、余暇活動に必要なことについて、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」、「見に行きたいと思うスポーツや芸術・文化イベントの開催」、「交通機関や公共施設の改善」、「技術を教えてくれる人の紹介」などが示されています。

本市では各種施設の料金を割引くほか、文化・スポーツ・レクリエーション

イベントを開催するなど、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取り組みの継続と、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会の確保が課題となっています。

このような現状と課題を踏まえ、「施策の基本的な方向」として、「障害者の学習の場を提供するとともに、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進をはかります。」としています。

各施策については、「(1) 生涯学習の推進として、「社会参加・自立を助ける学習活動」。(2) 文化・芸術活動への支援」として、「文化・芸術活動の支援、図書館サービス」。(3) スポーツ・レクリエーション活動への支援」として、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」、「障害者スポーツ・レクリエーション教室」としています。

会長 何か質問ございませんか。はい、B委員、どうぞ。

B委員 作業所、施設に通っている人で大阪市内の「合同面接会」で就職が決まりましたが、2年間は就職が決まらなかったそうです。それで、就労支援施策について疑問に思っていました。一般就労している人が少ないし、私も一般就労はしていません。面接を受けても採用されず、作業所に行っている人が多いのが現実です。

会長 一般就労している人が少なく、面接を受けても採用されないのが福祉的就労に頼らざるを得ない現状を変えてほしいという意見であったと思います。

事務局 50 ページのグラフを参考ください。障害別に一般就労、福祉的就労、働いていないなどの傾向がでています。身体障害の方は一般就労の割合が比較的高く、知的障害の方では福祉的就労の割合が高い、また、精神障害の方は働いていない割合が高いという傾向が出ています。

また、身体障害者の一般就労は比較的高いが、知的障害者、精神障害者の一般就労は比較的低いため、知的障害者、精神障害者の一般就労をいかに拡充していくかが雇用の課題であると考えています。

52 ページの枚方市の取り組みでは、知的障害者を中心とした庁舎内実習を実施し、職場体験機会を提供していきたいと考えています。また、国や自治体の一部では障害のある方を有期で採用し、そこでの労働体験をステップとして一般就労につなげていく「チャレンジ雇用」を実施していますが、本市でもチャレンジ雇用の実現に向けて調査研究を行っていきます。

B委員 「チャレンジ雇用」の意味が解りません。説明をお願いします。

会長 I委員、よろしくをお願いします。

I委員 今、B委員からチャレンジ雇用についてお尋ねいただきました。チャレンジ雇用では、とりわけ知的障害の方に事務補助作業に従事していただきます。そして、3年以内に厚生労働省が一般企業に就労紹介を行い、就労の引き継ぎをするというものです。3年の期限はありますが、多くは3年以内に一般企業に採用いただいている場合が多いようです。ハローワークに国から求人がきまして、ハローワークに登録していただいている障害のある方々に、ハローワーク

からご連絡して、国で選考して採用しています。枚方市でも素案に示していただいているように、庁舎内実習を重ねていただいているようですので、早期に体制を充実してチャレンジ雇用の体制がとれば、一般企業への就労に繋がると思います。

会長 チャレンジ雇用から一般企業の雇用へと行くケースは多いですか。

I 委員 本日は数値を持ってはおりませんが、例えば、厚生労働省の中で、全国のハローワーク 600 か所ありますが、ハローワークやその上部組織の地方労働局、労働基準監督署にて事務補助で従事していただきます。具体的には、パソコン入力業務、コピー業務、シュレッダー業務、電話対応などにその他もろもろの事務作業に従事していただくなど、比較的一般企業の事務作業に近い仕事を構築しており、各省庁での受け入れもごさいます。

D 委員 チャレンジ雇用の周知、啓発について教えていただきたいと、思います。チャレンジ雇用の活用などの情報について、企業が採用する時に積極的に活用するための情報提供が必要だと思ひますが、広報活動など何かありますか。

会長 就労支援の広報、チャレンジ雇用についての広報はしておられますか。

事務局 これについては、特に市としての広報は行っていません。

会長 ハローワークとか社協の方からの情報提供が中心になると思ひますが。

D 委員 採用する時に、積極的に活用できる情報提供があってもいいのではないかと、思ひます。

会長 障害者就労支援センターが中心になるのでしょうか。他にご意見はごさいますか。

G 委員 医療と就労に関するところで、視覚障害者でマッサージの仕事をして、思ひますが、出張でマッサージに行かないといけない場合もあります。現在は移動支援、今後は同行援護に代わりますが、仕事の場合は使えませぬ。これについて枚方市として別枠で考えていただくとかはできないのでしょうか。市のご意見をお聞かせいただければと思ひます。

会長 現在、職業支援は国の制度外になっていますので、市が対応できるかどうかについてはかなり難しいと思ひますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 現在は職業支援、経済活動については国の制度外になっておりますので、ただ今のご質問につきましては今後の課題であると理解していただきたいと思ひます。

会長 よろしいでしょうか。では、F 委員、お願ひします。

F 委員 53 ページでの就労支援ですが、就労移行支援の事業所は市内に 23 か所と書いてありますが、事業所に任せるだけでなく市の担当者が事業所の現場に行って、ちゃんと支援をしているか状況を調査されているのでしょうか。支援に消極的な事業所も多いので、一般就労に繋がるようにはっきりと指導してほしいと思ひます。なぜ、福祉的労働を継続しているかの確認作業についても継続していただきたいと思ひます。51 ページの「一般就労への支援」の(3)として、“事

業所に任せるだけでなく市の担当者が事業所の現場に行って状況を調査する”という文章を入れ、一般就労に繋げる姿勢をはっきり示してほしいと思います。

会長 市が事業所に行政指導して一般就労に繋がる支援をすることについてのご提案と思いますが、51 ページの「一般就労への支援」の（２）に含まれているようにも思いますが、事務局ではいかがでしょうか。

事務局 福祉的就労から一般就労へつながる支援についての事業所の指導は府の権限ですが、市も協力して対応していきます。就労だけを切り出して指導・対応するのは難しいと思いますが、全体的な対応の充実の中で一般就労へつなげる努力をしていきたいと考えています。

会長 日中系支援サービスの中で、このあたりの内容を充実していくことを今後の方向として示されれば、一般就労に繋がると思います。

F委員 事業所が移行支援についてしっかりやっているかどうか調査し、もしやっていない場合は指導してほしいということです。一般就労へ移行すれば事業所の定員が不足します。そのため、事業所は移行に消極的になるので行政でチェックをしてほしいのです。

会長 就労移行すると定員が減って運営上困るので、事業所は一般就労への移行に消極的になりがちで、そのような事業所には市から指導してほしいということですね。

事務局 事業所の指導というよりも、個別のケースとして処遇を考えていく中で、この人なら福祉的就労よりも一般就労を目指してもらった方がよいのではないかとかの個別対応の中で判断していきたいと思います。

会長 個別支援計画を作っていく中で、この人が何で福祉就労をしているのか、この人が何で一般就労できないのかというアドバイスをするなどの充実を図っていくという現在やっておられることを着実に進めていただくということが対応になると思います。施設にやってもらうのではなく、市の立場として行うということだと思います。では、第6節へ行きます。

事務局 第6節「身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供」の説明をします。57 ページです。

1の「相談・支援体制」の「現状と課題」としまして、市民にとって、身近に相談できる体制づくり、わかりやすい情報提供、支援に関係する機関のネットワークの構築の必要性について書かせていただいています。

これを受けまして 58 ページの「施策の基本的な方向」は、「相談支援センターについては、障害の種別に関わらずセンター間の連携の機能強化を行います。障害者に適切なアドバイスや情報提供ができるよう相談支援を担う人材の資質向上に努め、より専門的な相談ができるよう、さらに体制を整えます。」としています。

59 ページの「施策」は「(1) 相談支援の充実」として、「障害者の相談支援体制」、「枚方市障害者自立支援協議会」、「病院、入所施設からの地域移行」「地域定着支援」を挙げさせていただいています。「(2) 情報提供の推進」として、

「多様な手法によるわかりやすい情報提供」を挙げさせていただいています。

2の「権利擁護の推進」につきましては60ページです。「現状と課題」については、障害者の虐待防止の観点からも、権利擁護制度の充実と周知の必要性について書かせていただいています。

これを受けましての「施策の基本的な方向」は、「障害のある人にとって権利擁護システムが効果的に機能するように取り組みます。また、障害のある人や家庭が各種制度や事業を知り、必要な支援や虐待防止に結びつくよう広報に努めます。」としています。

「施策」としましては、「(1) 成年後見制度等」として、「障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実」、「権利擁護のための制度等の周知」。そして、61ページ「(2) 虐待防止」として、「虐待への対応」を挙げさせていただいています。以上です。

会長 第6節について、ご質問はございませんか。

H委員 58ページのアンケート結果では“気軽に相談できるところが少ない”が児童35.5%、成人17.3%と比較的多くなっています。現状では57ページに枚方市内では6か所の相談支援センターがあるとなっておりますが、数の問題だけではなく、これについて相談に行きにくいところがあるのかどうか。また、それを改善する方策について具体的に何か考えがあれば教えていただきたいのですが。

事務局 「相談支援センター」は市内6か所ある「地域活動支援センターI型」と併設し、門戸を広くして対応しています。先進事例として川崎市の相談センターに視察に行かせていただきましたが、相談所だけがぽつんとあり、なかなか相談しづらい感じを受けました。このため、何かに参加しながら相談できるようにとI型を併設しています。サロンの形で入りやすいように工夫してやっています。しかし、それでも現実的には少ないようですから、今後とも「相談支援センター」も含めて広報に努めていきます。

A委員 基幹相談プランについて、ケアプランを立てる相談事業所については触れられていないようです。相談事業所が必要になってくると思われそうですがいかがでしょうか。

会長 事務局、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

事務局 方針として示されてはいますが、現状では相談要件がまだ示されていません。また、事業者指定になりますので、現状では今後の方向性としての位置づけとしてとらえています。今後、検討していきたいと考えています。

会長 他にご意見はございますか。F委員、どうぞ。

F委員 57ページで、市内6か所の相談支援センターが“地域における身近な相談支援の拠点として定着しつつあります”とありますが、現在ある「わらしべ」や「パーソナルサポート」とか、聴覚障害者の相談所などはなくなり、今後この6つの相談センターに集約されるのですか。それなら、しっかりと障害者に広報で紹介してほしいと思います。今、いろんなところにある聴覚障害者の相談

所やカウンセラーがおられますが、今後この6か所の相談センターに代わっていくということですか。

会長 そういうことではないと思います。

事務局 そういうことではありません。人口30万以上の市は相談所を整備するようにとの要請があり、市では6か所に整備したということですが、聴覚障害者のケースワーカーやカウンセラーがなくなるということではありません。

会長 他にご質問はございませんか。ご質問がないようでしたら、本日はこれで終らせていただきたいと思います。いろいろ意見を頂きましたが、これらの意見を事務局で検討し対応いただきたいと思います。ありがとうございました。事務局から何かございますか。

事務局 みなさま、ありがとうございます。今回は素案検討の1回目でしたが、今回いただきましたご意見を基に素案を修正し、次回に検討いただけるように対応していきたいと思います。今回は限られた時間でしたので、誠に申し訳ございませんが、11月4日を期限として追加のご意見がございましたら、郵送でもメールでも結構ですのでご意見いただければと存じます。次回には、障害福祉計画をお示したいと思います。

今後のスケジュールですが、11月中に素案の修正を行います。庁内の意見調整を図るため、関係課長会議や部長会議を行い、その結果も踏まえて12月8日の午前中に開催する協議会に修正計画案をお示しする予定とさせていただきたいと考えています。

また、計画案に対するパブリックコメントにつきましては、12月22日から1月中旬までを予定しています。これと並行して、ラポールひらかたをはじめとして市内4か所で市民意見交換会を開催させていただく予定にしています。以上です。

会長 本日は長時間にわたってご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。